

原 安 第 1 3 9 号
令和2年(2020年)6月8日

九州電力株式会社
代表取締役社長執行役員 池辺 和弘 様

佐賀県知事 山口 祥義

玄海原子力発電所2号機の廃止措置について（回答）

原子力発電所の安全確保に関する協定第4条の規定に基づき2019年9月3日付け立コミ本第215号（2020年2月27日付け立コミ本第535号で一部補正）で事前了解願いのあったこのことについては、了解します。

なお、廃止措置の実施にあたっては、下記の事項を遵守してください。

記

- 1 玄海原子力発電所における廃止措置作業は長期間にわたり、また、玄海原子力発電所1号機の廃止措置作業と並行で実施することから、これまで以上に安全対策に万全を期すとともに、実施状況の定期的な報告や異常時の速やかな通報など、地元との連絡調整をしっかりと行うこと。
- 2 関係法令等の規定を遵守するとともに、適切な放射線被ばく管理や労働災害の防止、環境への放射性物質の拡散防止対策など、安全を第一とした作業の実施に努めること。
- 3 原子炉周辺設備等解体撤去期間（第2段階）以降の詳細な計画に関しては、改めて法令に基づく変更認可申請や安全協定に基づく事前了解の手続きを適切に行うこと。

（担当課：原子力安全対策課）